

追補 1 のまえがき

この **JIS T 3264** の追補 1 は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣が **JIS T 3264:2018** を改正した内容だけを示すものである。**JIS T 3264:2018** は、この追補 1 の内容の改正がされ、**JIS T 3264:9999** となる。

JIS DRAFT 2026/04/30

経腸栄養延長チューブ
(追補 1)Extension tubes for enteral feeding for single use
(Amendment 1)

追補 1 の序文

この規格で引用しているコネクタ規格に関する ISO 80369-3:2016 に対して、2019 年に発行された Amendment 1 に対応させるため、追補 1 として作成したものである。

JIS T 3264:2018 を、次のように改正する。

箇条 2 (引用規格) の “JIS T 0993-1:2012” の西暦年を削除し、“JIS T 0993-1” に置き換える。

箇条 2 (引用規格) の “JIS T 3213:2018” を、次に置き換える。

JIS T 3213:9999 栄養用チューブ及びカテーテル

箇条 2 (引用規格) の “ISO 80369-3:2016” を、次に置き換える。

ISO 80369-3:2016, Small-bore connectors for liquids and gases in healthcare applications – Part 3: Connectors for enteral applications 及び Amendment 1:2019

5.2 (引張強さ) の “ISO 80369-3” を、“ISO 80369-3:2016 及び Amendment 1:2019” に置き換える。

5.3.1 (ポンプ用経腸栄養延長チューブ) の “JIS T 3213” を、“JIS T 3213:9999” に置き換える。

5.3.2 (自然落下式経腸栄養延長チューブ) の “JIS T 3213” を、“JIS T 3213:9999” に置き換える。

5.4.1 [おす (雄) コネクタ] の “ISO 80369-3” を、“ISO 80369-3:2016 及び Amendment 1:2019” に置き換える。

5.4.1 [おす (雄) コネクタ] の注記を、次の文に置き換える。

注記 図 2 の形状のコネクタは、ミキサー食のような粘性の高い液体、又は半固形流動体を主たる対象とすることが可能である。

5.4.2 [めす (雌) コネクタ] の “ISO 80369-3” を、“ISO 80369-3:2016 及び Amendment 1:2019” に置き換

える。

5.4.2 [めす（雌）コネクタ] の**注記**を，次の文に置き換える。

注記 図 2 の形状と接続できるコネクタは，ミキサー食のような粘性の高い液体，又は半固形流動体を主たる対象とすることが可能である。

9.2 (二次包装) の **k)** を，次に置き換える。

k) ISO 80369-3:2016 及び Amendment 1:2019 をかん（嵌）合部に用いた場合には，識別表示を行う。識別は，ISO 80369-3 の文字又は ISO 80369-3 に適合した製品である旨を表示する。

JIS DRAFT 2026/04/30